

浄化槽雨水貯留施設転用費補助制度

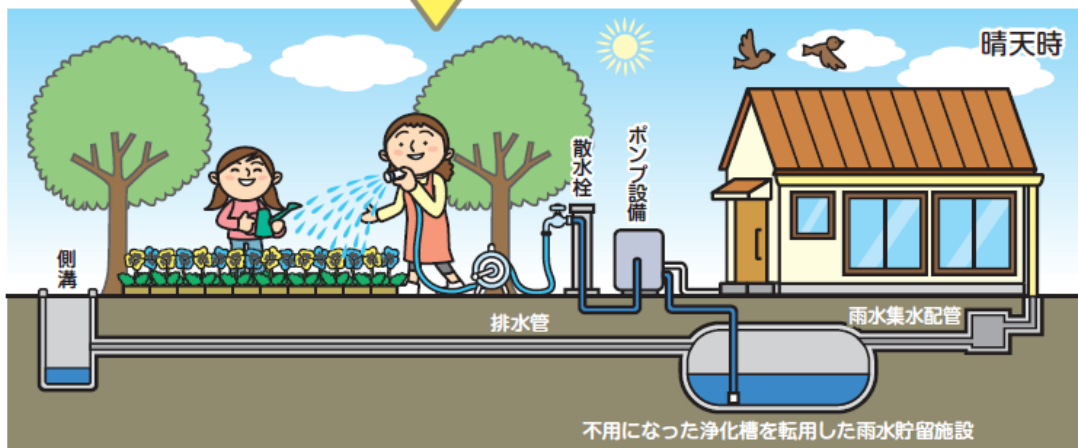
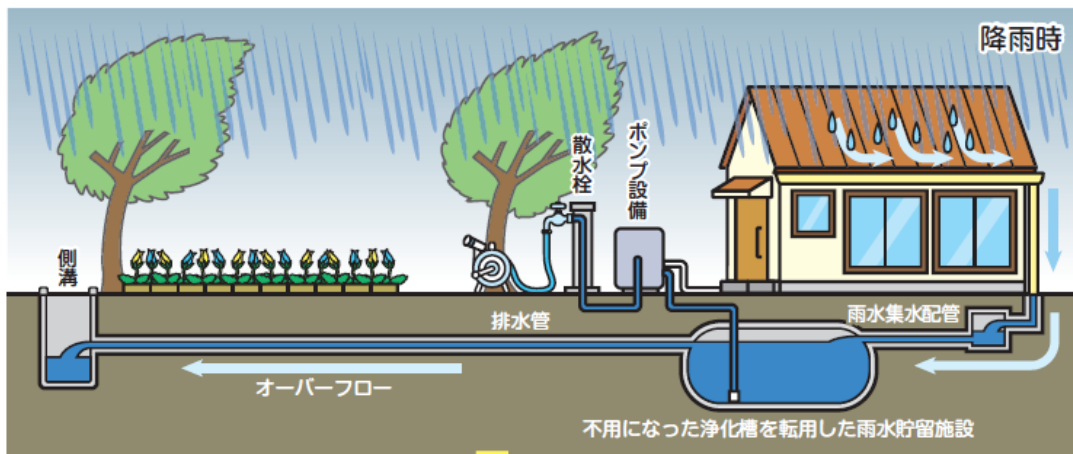
浄化槽雨水貯留施設とは？

下水道への接続によって不用となる浄化槽に、雨水を貯めるため改造した施設です。降雨時に、この施設に雨水を貯め晴天時にはその雨水をくみ上げ、庭木の散水等に活用します。

これにより次の効果が期待できます。

- ①浄化槽の有効利用ができます。
- ②庭木の散水等に使用できるため、水道料金の節約になります。
- ③大雨時に雨水を貯留施設に貯めることにより、河川の増水が防げます。

市は、雨水貯留施設に転用される方に対して、その工事費の一部を補助します。



補助の内容は？

浄化槽雨水貯留施設転用費補助制度の内容

項 目	内 容
対 象 要 件	<ul style="list-style-type: none">・下水道への接続により不用となる浄化槽を、自己負担で雨水貯留施設へ転用する工事を行うこと・下水道が使用できるようになった日から2年以内に工事を完了すること
工 事 の 内 容	<ul style="list-style-type: none">・浄化槽内部の汚泥の引き抜きおよび清掃・浄化槽内部の不用部品の撤去および仕切り板の穴あけ工事・ポンプ設備を設置する工事・雨水集水配管の取付工事・その他雨水貯留施設へ転用するために必要な工事
補 助 金 の 額	転用工事に要した費用の3分の2。10万円を限度額とします。(1,000円未満の端数は切り捨て)

※転用工事は、施工業者と十分ご相談のうえ実施してください。